

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改正後	改正前
<p>（報告書の提出を要しない場合）</p> <p>第三十条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇六の二 略」</p> <p>七 累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。第十五号において同じ。）又は投資証券の買付けが金融商品取引業者に委託等を行われた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）</p> <p>「八〇十二 略」</p> <p>十三 上場会社等の役員が、当該上場会社等に対し役務の提供をする場合において、当該役務の提供の対価として当該役員に生ずる債権の給付と引換えに取得することとなる当該上場会社等の株券の買付けをした場合</p> <p>十四 略</p> <p>十五 略</p> <p>〔2〇4 略〕</p>	<p>（報告書の提出を要しない場合）</p> <p>第三十条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇六の二 同上」</p> <p>七 累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。第十四号において同じ。）又は投資証券の買付けが金融商品取引業者に委託等を行われた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）</p> <p>「八〇十二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>十三 同上</p> <p>十四 同上</p> <p>〔2〇4 同上〕</p>

<p>(規制対象となる社債券に係る売買等)</p> <p>第五十八条 法第六十六條第六号に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号若しくは令第二十八條第八号に掲げる事項に係るもの、令第二十八條の二第五号若しくは第六号に掲げる事実に係るもの、同項第九号若しくは令第二十九條の二の二第五号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九條の二の三第四号若しくは第五号に掲げる事実に係るものを知つて売買等をする場合とする。</p>	<p>(規制対象となる社債券に係る売買等)</p> <p>第五十八条 法第六十六條第六号に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号若しくは令第二十八條第八号に掲げる事項に係るもの、令第二十八條の二第五号若しくは第六号に掲げる事実に係るもの、同項第九号へ若しくは令第二十九條の二の二第五号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九條の二の三第四号若しくは第五号に掲げる事実に係るものを知つて売買等をする場合とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	